

# 国民年金保険料免除等の申請について

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、申請により保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度(50歳未満)」があります。

保険料の免除や猶予を受けず保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金・遺族基礎年金が受けられない場合があります。

手続きは、住民登録をしている市町村役場の国民年金担当窓口へ申請することになります。申請書は、年金事務所または市町村役場の国民年金担当窓口へ備え付けてあります。

平成29年度の免除等の受付は平成29年7月1日から開始され、平成29年7月から平成30年6月までの期間を対象として審査します。また、申請は原則として毎年度必要です。

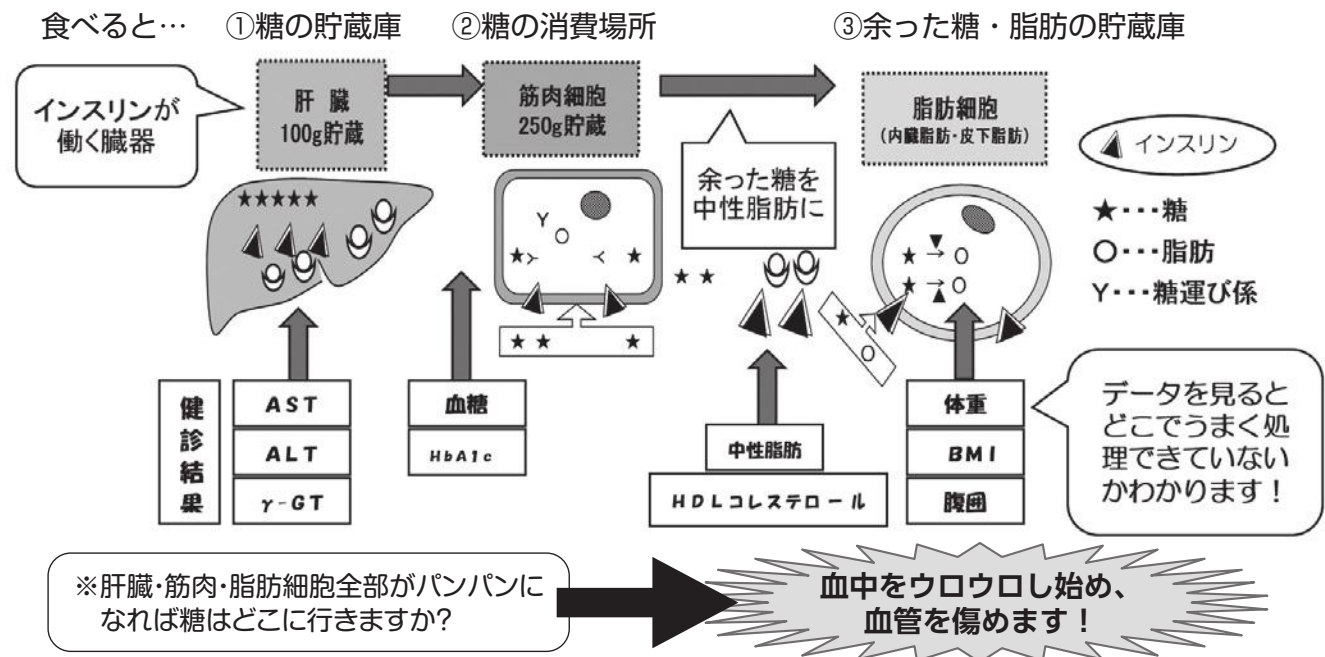
ただし、平成26年4月より、申請時点の2年1カ月前の月分まで、免除を申請できるようになりました。過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、年金事務所へお問い合わせください。

**【お問い合わせ先】** 日本年金機構 徳島南年金事務所 ☎088-652-1511 (音声案内)  
役場住民生活課 ☎77-3613 由岐支所 ☎78-1111

～健康増進課からのお知らせ～

## 特定健診はもう受けられましたか？

☆食べ物は身体の中に入るとどうなるのでしょうか？



☆7月下旬ごろに緑色の封筒で、医療機関で使える**特定健診受診券**が届きます。その受診券は平成30年1月31日まで有効です。

**料金 1,000円**で

血圧・血糖・脂質・腎機能・肝機能・尿検査等幅広く検査ができます。

**お得です!**



※詳しくは、「保健だより」「美波町平成29年度 特定健診及びがん検診のお知らせ」をご覧ください。

ひとりで悩まず  
ちょっと相談して  
みませんか？

『こころの相談日』

7月は **24日(月)** です

どなたでもご利用可能です。  
お気軽にご予約ください。

保健事業に関するお問い合わせは 健康増進課 ☎77-3621まで

